

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十九号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。